

弁明の機会の付与通知書

様

宇部市長



あなたは、宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例第10条の規定に違反し、 年 月 日付け 第 号の勧告に従わないため、同条例第14条の規定による命令の対象となります。

この処分先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば下記により弁明書を提出してください。

記

違反の状況	
必要な措置	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

- 1 弁明書と併せて証拠書類等の提出もできます。
- 2 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。